

官報号外

昭和三十三年三月二十八日

○第二十八回 参議院會議錄第十七号

昭和三十三年三月二十八日(金曜日)午前十時九分開議

議事日程 第十六号

昭和三十三年三月二十八日

午前十時開議

第一 昭和三十二年度一般会計予算補正(第3号) (委員長報告)

第二 昭和三十二年度特別会計予算補正(特第5号) (委員長報告)

第三 社会福祉事業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

(委員長報告)

第四 たばこ専売法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

(委員長報告)

第五 厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

(委員長報告)

第六 食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第七 食糧管理特別会計における資金の設置及びこれに充てるたるもの一般会計からする繰入金に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第八 在外公館の名称及び位置を定める法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第九 公營企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

(委員長報告)

第十 新市町村建設促進法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第十一 計量法の一部を改正する法律案(内閣提出)

(委員長報告)

第十二 海難審判法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第十三 計量法の一部を改正する法律案(内閣提出)

(委員長報告)

第十四 計量単位の統一に関する法律の整備に関する法律案(内閣提出)

(委員長報告)

第十五 合成ゴム製造事業特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第十六 学校保健法案(内閣提出)

(委員長報告)

第十七 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件(衆議院送付)

(委員長報告)

○謹長(松野鶴平君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

昭和三十三年三月二十八日 參議院会議録第十七号 議長の報告

国民健康保険法案 同日可決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

企業担保法案 同

全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案 同

国会法第五十九条の規定により衆議院の承諾を求めた旨の通知書を受領した。

同日内閣から左の議案の修正について、国会法第五十九条の規定により衆議院の承諾を求めた旨の通知書を受領した。

去る二十五日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

法務委員 斎藤 昇君

外務委員 吉江 勝保君

文教委員 松野 三郎君

建設委員 竹中 勝男君

予算委員 塩見 俊二君

商工委員 亀田 得治君

同 佐藤 尚武君

同 同

同 同

同 文教委員 横山 フク君

同 野村吉三郎君

同 吉江 勝保君

同 竹中 勝男君

同 岡 三郎君

同 斎藤 昇君

同 清澤 俊英君

同 豊田 雅孝君

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

もゆがめると思うのであります。組分けによる優越感、劣等感からくる対立も、この時代の生徒の精神的発達に大きな障害を与えているのであります。施設と教員を充実しないで時間だけふやすということは、ただ教科書で教えるところの職業教育の時間を増すというだけであるのであります。経営者が自己の責任で行うべき技術の教育を行わずして、教育の場にこれを持ち込んで解決しようとする便宜主義です。中学校の校長先生は、就職組の生徒は進学組の生徒の教室の前を通ません、これほどでも私はできませんと訴えておるのであります。こうした問題こそ、現場の教師の意見や教育学者の意見を十分尊重して慎重を期すべきであると思うのであります。文部大臣は、この答申をそのまま実施をするのかどうか、御答弁をいただきたいと思うのであります。

○松永忠二君(続) 勤務評定に關して
は、この法律主義が実行されていない
のであります。しかも、勤務評定実施
の最大の根拠は法律にあるからといふ
のであります。

臣は、国会で十分論議されてないこの事実の上に立って、立法府にこの問題を返して、これを十分討議をしていただきたいと思うのであります。その点に対する所見伺いたいと思うのであります。

以上で私の質疑を終りたいと思うのであります。（拍手）

〔国務大臣岸信介君登壇、拍手〕

○國務大臣（岸信介君） お答えをいたしました。

○國務大臣（岸信介君）　お答えをいた
します。

うして、戦後のこの教育の基本について、教育基本法の精神を尊重すべきことは、これは何人も首肯を待たないところである。

これらであります。ただ御承知の通り、日本は現在行つる二十二十教會

日本の現在行われておられます教育制度は、終戦後、占領下において作ら

れなものであります。」

これが日本の国情に一致しておるとは

言いたいところを聞かねばなりません。これ

にござりしにて、これを是正するこ
とがもあらん必要であると考えてあり

प्राचीन भारतीय संस्कृति

第一の教育の改革が再軍備や憲法改

正にどうつながつておるかといふこと

むじめいます。こないで」とに關係の
なことは書くを待たないのであれば

す。

第三は、道徳教育に関する、戦後におけるこの道義の頽廃の根源はどこにあると思うかといふお尋ねであります。これは言うまでもなく、あの敗戦後の社会混亂がその大きな原因であると思います。従いまして、この道義を高揚するためには、御指摘になりましてもうに、もちろん、ただの学校教育のみで、これが解決できるものでないことは言う待ちません。社会環境を改善し、政治を正常にすべきことは当然のこととぞいります。しかししながら、同時に、私は将来國の繁栄の基礎となり、文化の、全面的に責任を持つべき青少年の諸君が、学校教育を通じて、りっぱな民主國家の一員とし、将来明るい社会の構成者としてふさわしいところの、私は各種の道義的な習慣を身につけるということは、教育の本義でなければならないと思っております。この意味においては、学校教育におきましても、道徳教育を十分に重要視して行かなければならぬと考えております。(拍手)

にあるわけであります。そこで、私どもはどうしてもやはり時間をして、そうして補充せんとするその目的は、第一、しつけをする、そうして正邪善惡の判断力を培養する、こういふことをやりたいと考えておるのですから、まことにござります。

ことは、この四月から時間を特設して行うというものであるが、それは一休拘束力を持つておるわけじゃございません。それははつきり申し上げておきますが、しかし、私の方では、ぜひ一つ各都道府県の学校あたりで取り扱つてもらいたいという希望をいたしておるのであります。しかしながら、近く学校教育法第二十条の規定に基いて学校教育法施行規則の一部を改正し、法的根処を後には明らかにしたいと思ふます。そうなりますと、もちろん拘束力がありますけれども、それまでは拘束力があるということは言えないのでござります。

さらにもう、中学校三年を進学コースと職業コースに分けることについて、これを実施するつもりか、こういふようなお話をあります、これは、一体今一度の教育課程審議会の答申におきまして、中学校第三学年を進学組と就職組に、はつきり分けて教育を行はようとしたといふ方に受け取つておられるようであります、それはどうではないのです。実はいつも御説明申し上げる通り、中学は義務教育の最終段階で上に進学し、半数は直ちに就職したりする、あるいは家事に従事したりする状

況でありますので、これまでも英語とか、あるいは職業課程とか、その他選択教科を設けまして、生徒の進路、特性に応するように教育をしてきておるのであります。今回の改訂におきましては、第三学年に選択教科に充てるごとのできる時間数を週二時間だけ増して、学校が、それだけ地域の事情や生徒の進路に応じて、最も適した教育課程を組むごとのできるよう、その裁量の余地を多くしたのでございます。すなわち国語、社会、理科、保健、体育、技術等の多くの教科については、進路によって編成を別にし、教育を行ふ必要はないのであります。何か今回の答申に、私は現行の教育課程の建前を大きく変えて、画一的に進学組とか、あるいは就職組とかに分けて教育を行ふようになるのではないかといふような誤解もあるようになりますが、そのような趣旨ではないことを御了解願いたいと考えておりますが、なお、実施まで相当の時日がありますので、みつかり一つ研究してみたいと存じておる次第でござります。

勤務評定の問題についてでございますが、勤務評定は、これはもう適正ならないと定められておるのでございまして、そちらで実行に移すようになつて、

おられるのであります。間もなく全国的に実施せられるようにならうといふことを確信いたしております。どうぞ一つ御承諾を願いとこうございます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 日程第一、昭和三十二年度一般会計予算補正(特第5号)

日程第二、昭和三十二年度特別会計予算補正(特第5号)

三十二年度一般会計予算補正(第3号)

三十二年度特別会計予算補正(第3号)

○泉山三六君 登壇、拍手
『泉山三六君登壇、拍手』
○泉山三六君 ただいま、議題となりました昭和三十二年度一般会計予算補正(第3号)及び同じく特別会計予算補正(特第5号)の予算委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたしました。

まず、補正二案の内容について申し上げます。

昭和三十二年度一般会計予算補正(第3号)は、昭和三十二年度予算作成後(第3号)に生じたる事由により、当面必要とされます。

されたる最小限度の措置を講ずるためのものであります。歳出歳入ともに

七十七億三千円余と相なつております。歳出におきましては、昭和三十一

年度精算の結果、明らかとなつた教職員給与費国庫負担金の不足額と、昨年

十一月成立した一般職の職員の給与に負担金の不足額とを補うために、必要

関する法律の一部を改正する法律の施行に關する期末手当の引き上げ等に

よる昭和三十二年度教職員給与費国庫

負担金の不足額とを補うために、必要

関する法律の一部を改正する法律の施行に關する若干の事項について、簡単に御報告申し上げます。

田大藏大臣から提案理由の説明を聴取

した後、岸内閣総理大臣並びに関係各

大臣に対し質疑を行いました。以下、

これら質疑のうち、補正予算に直接

関連する若干の事項について、簡単に御報告申し上げます。

まず、補正予算是、先般第2号が提

出せられ、今回さらに第3号が提出せ

られており、補正予算編成について

御報告申し上げます。

まず、補正予算は、西日本等に相当な災害

出せられ、三十三年度分については、これ

の政局の基本的な方針を開きたい。ま

た、本年度は、西日本等に相当な災害

があつたにもかかわらず、災害に關す

る補正予算を編成しなかつたのはどう

いうわけかといふ質疑がありましたが、

が、これに対しましては、政府側か

ら、補正予算は必要やむを得ない経費

を補てんするため組むのであって、編

成を怠ぐものもある反面、見積りの正

確を期する必要もあるので、小刻みに

その後さらにふえていくが、予算の成

立が年度内にあれば、今までに自己保

険として引き受けているものを、これ

に振りかそられるので、成立後、期間

は短くとも消化できると考えるといふ

こと、昨年十一月一日の第一次補正以

来、第二次、第三次と変貌を遂げ、こ

とに一兆一千八百四十六億と、次第に

拡大に対しては強く警告を發したもの

であります。この予言はみごとに的中

し、昨年十一月一日の第一次補正以

來、第二次、第三次と変貌を遂げ、こ

れに従事して、昭和三十二年度特別会計予算補正(特第5号)は、昭和三十二年度特別会計予算補正(第3号)及び同じく別会計予算総則におきまして、中小企業信用保証特別会計において、國が信用保証協会を相手方として結ぶ普及保険の契約限度額が、百八十億円と定められておりました。最近の実績に従事して、不足が見込まれるために、この契約限度額を二百四十億円に引き上げるよう、特別会計の予算総則を改定することとしております。

これらの補正二案は、三月二十日、国会に提出せられ、三月二十六日、本院に送付されたものであります。委員会におきましては、昨二十七日をもつてこれが審査に當り、まず、一万石という数量に限定し、乳価維持のための方便になつてゐるのではないか。学校給食という見地に立つものとすれば、不足した場合は、単価の切り下げをするのか、また明年度はどうするのかといふ質疑がありました。これに対しましては、政府側から、牛乳に対する栄養補給のためであり、牛乳が余つているからといふ意味ではない。これは対しましては、政務側から、牛乳製品学校給食費補助金は、学童に対する栄養補給のためであり、牛乳が余つているからといふ意味ではない。

下げる必要があります。

田大藏大臣から質疑を受けました。以下、岸内閣総理大臣並びに関係各

大臣に対し質疑を行いました。以下、

これら質疑のうち、補正予算に直接

関連する若干の事項について、簡単に御報告申し上げます。

まず、補正予算は、先般第2号が提

出せられ、今回さらに第3号が提出せ

られており、補正予算編成について

御報告申し上げます。

まず、補正予算は、西日本等に相当な災害

出せられ、三十三年度分については、これ

の政局の基本的な方針を開きたい。ま

た、本年度は、西日本等に相当な災害

があつたにもかかわらず、災害に關す

る補正予算を編成しなかつたのはどう

いうわけかといふ質疑がありましたが、

が、これに対しましては、政府側か

ら、補正予算は必要やむを得ない経費

を補てんするため組むのであって、編

成を怠ぐものもある反面、見積りの正

確を期する必要もあるので、小刻みに

その後さらにふえていくが、予算の成

立が年度内にあれば、今までに自己保

険として引き受けているものを、これ

に振りかそられるので、成立後、期間

は短くとも消化できると考えるといふ

こと、昨年十一月一日の第一次補正以

來、第二次、第三次と変貌を遂げ、こ

とに一兆一千八百四十六億と、次第に

拡大に対しては強く警告を發したもの

であります。この予言はみごとに的中

し、昨年十一月一日の第一次補正以

來、第二次、第三次と変貌を遂げ、こ

とに一兆一千八百四十六億と、次第に

拡大に対しては強く警告を發したもの

であります。この予言はみごとに的中しました。このほか、委員会における質疑は広範にわたりましたが、その詳細は会議のうちに使用済額七十九億九千四百万円、うち災害関係が五十九億六千九百円であるという答弁がありました。かく反対の意見を述べられました。かく討論を終局し、採決の結果、予算委員会に付託されました昭和三十二年度特別会計予算補正(特第5号)は、多数をもつて充てることになつてゐるが、十萬円であります。

次に、牛乳乳製品学校給食費補助金は、今回の補正により二億九千万円、予備費使用分と合わせ三億五千万円を定められておりました。最近の実績に従事して、不足が見込まれるために、この契約限度額を二百四十億円に引き上げるよう、特別会計の予算総則を改定することとしております。

これらの補正二案は、三月二十日、

国会に提出せられ、三月二十六日、本院に送付されたものであります。委員会におきましては、昨二十七日をもつてこれが審査に當り、まず、一万石という数量に限定し、乳価維持のための方便になつてゐるのではないか。学校給食という見地に立つものとすれば、不足した場合は、単価の切り下げをするのか、また明年度はどうするのかといふ質疑がありました。これに対しましては、政務側から、牛乳製品学校給食費補助金は、学童に対する栄養補給のためであり、牛乳が余つているからといふ意味ではない。

田大藏大臣から質疑を受けました。以下、岸内閣総理大臣並びに関係各

大臣に対し質疑を行いました。以下、

これら質疑のうち、補正予算に直接

関連する若干の事項について、簡単に御報告申し上げます。

まず、補正予算は、先般第2号が提

出せられ、今回さらに第3号が提出せ

られており、補正予算編成について

御報告申し上げます。

まず、補正予算は、西日本等に相当な災害

出せられ、三十三年度分については、これ

の政局の基本的な方針を開きたい。ま

た、本年度は、西日本等に相当な災害

があつたにもかかわらず、災害に關す

る補正予算を編成しなかつたのはどう

いうわけかといふ質疑がありましたが、

が、これに対しましては、政府側か

ら、補正予算は必要やむを得ない経費

を補てんするため組むのであって、編

成を怠ぐものもある反面、見積りの正

確を期する必要もあるので、小刻みに

その後さらにふえていくが、予算の成

立が年度内にあれば、今までに自己保

険として引き受けているものを、これ

に振りかそられるので、成立後、期間

は短くとも消化できると考えるといふ

こと、昨年十一月一日の第一次補正以

來、第二次、第三次と変貌を遂げ、こ

とに一兆一千八百四十六億と、次第に

拡大に対しては強く警告を發したもの

であります。この予言はみごとに的中

し、昨年十一月一日の第一次補正以

來、第二次、第三次と変貌を遂げ、こ

とに一兆一千八百四十六億と、次第に

拡大に対しては強く警告を發したものであります。この予言はみごとに的中しました。このほか、委員会における質疑は広範にわたりましたが、その詳細は会議のうちに追記された岸内閣の欺瞞政策とし

て、強く指摘されなければならないと思うのであります。

第二は、本補正の財源措置として一千億円の自然増収を見込んで、租税収入等にその財源を求めていますが、アメリカの不況経済のあおりを受けま

たどつております。物品税三十億、官業収入一億七千余万、雜収入四十五億、等、計四百七十余億円を、この際先食いするということは、結局、今後税金を罰金の取り立てを「そきびしくし、弱い者いじめの現象が起り得ないと、は、だれも断言し得ないところであります。むろん、前年度分の未歳出、使いたり約二百億、特に例年問題になる防衛費の繰り延べおよそ三十五億を、これに充当することが妥当ではないかと存じます。しかも、こうした財源は全く手をつけることなく、この六月には、まる裸の状態で、妻や子をかかえた七万の駐留軍労務者が、ちまたに放り出されるのであります。これで就職対策を全く放棄するがとき暴華は、民主主義の名において堅固斜張彈はれなければならないところでございましょう。よろしくここに一人五万円程度の緊急対策を樹立することこそ、今次補正の果すべき重要な役割であつたはずであります。この無為無策、無情然のことであつて、療養給付費の補助金額を二割に抑え、多大の赤字を市町村に対する補助金積算分十六億の裏づけについてであります。そもそもかくのことは、現政府の方針のもとでは当然のことであつて、療養給付費の補助金の不足を見なければならぬのは、現政府の方針のもとでは当

に強制しているのみならず、市町村役所、役場の事務費補助金もきわめて少額のため、三十一年度分において、すでに赤字十億をこえている実情であります。国民皆保険を四九年で完了するという大看板で、三十一年度分について、このよくな補正を行わなければならない実情でありながら、本年度分についても、わずかに調整交付金を五分増したにすぎないことは、依然として従来の失敗を繰り返すにすぎないと云ふことは、明々白々なことであります。眞に適正な国民皆保険を完成する意思があるならば、国保医療の内容を高めるとともに、当然増大する医療費に対する國の負担を、少なくとも四割までに是正すべきであります。本年度の国保新加入者は約五百万人であり、国民生活の窮乏化とともに、結核等の長期疾患は増加の一途をたどる現況から見ても、次々と追加補正を行わねばならぬことは、火を見るよりも明らかであり、政府としての無計画を暴露したものと言わざるを得ません。政府は、自分の無責任を、もっぱら国民の負担に押しつけ、岸内閣の社会保障だ、やれ皆保険だと国民を偽るるこのやり方に対しても、断固として私どもは批判せざるを得ないであります。当然過ぎるほど当然のことであり、むしろ、少しきに過ぎぬきらいをさせた感ずるのであります。すなわち、前年度の教員の適正配置には、少くとも一万二千名が必要であるにかかるらず、わずかに千四百六十七名の定員増引き行わざ、このために、法律に規定された女

改正する法律案
子教員の産前産後の休養期間の代替教員の補充すら満足に行えなかつた始末であります。加えて、小中学校の不足坪数は約八十二万坪に達し、逐年ずし詰め教育が増加し、今日その限界に達しているのであります。教員の給与は、本案、法律に基いて定期的に昇給昇格が行われるべきものであります、が、地方の財政難を理由にして、一方的にこれをストップし、また、このストップの期間はまことに長期であり、このようなことは、公務員の正当な権利を剥奪するまことに不当行為なのでござります。こうした非合法的な行為を合法化し、給与財源を押えるために、ほとんど研究のされない勤務評定を強引に実施しようとするのが、このねらいの一つであることを申し添えたのです。その上、法律にもないような、ばかりの不適格条項を持たし、つまり、四十分になつたから、もうやめなさい、あなたのだんなさんは校長だからやめなさい、共かせきの人はやめなさいといふような、全くばかげたことを取り上げて、どんどん婦人教師たちに対し首切り勧告を行なつております。このような身分上の不利益处分を排除するために立ち上る多くの教師たちは、地方権力との間に、好まざる抗争を展開するのでありますが、かかる混亂の元凶こそ、政府の無責任な施策であることを指摘しなければなりません。

第五に、国連警察軍のスイス派遣費の負担金二億六千万円についてであります、が、今日スイスにあるものは、U・N・ボリス・フォースという独立したものではなく、各國からの正規の

兵力によつて編成された各國軍隊の共同駐屯の緊急部隊なのであります。一方、國連憲章の差し示す方向は、世界平和への大道であります。全世界加盟八十カ國のみならず、近代における二つの大戦争にいたばられた二十餘億人の民衆が、その苦惱の洗濯の中からあげられた熱烈な平和への願いが、国連の崇高な理想をさせているのであります。しかし現状は、平和を口にしながら戦争準備に狂奔する大団圓には、流血の危機を内包しているのでござります。このような時期に、新たに国連に加盟したわが国の果すべき使命と責任は、きわめて重大であると言わなければなりません。兵力増強のために、わが國が加盟以前の決議に沿つて、この種の負担金をまかなうことは、明らかに、現行平和憲法の建前から見ても、違法の疑いなきを得ないのであります。來たる四月五日には、重ねてエニウェイクト島で原爆の実験が行われると聞いておりますが、エニウェイクト島は信託統治協定の適用範囲にあり、生命的の安全保障と、世界の平和を願う立場において、国連において発言権を十分に持つわが日本が、今こそ、即時、原爆実験禁止の要請を勇敢に行うべきではないかと思ひます。これこそ非常に代理理事国として、新たに加盟した日本の果すべき平和への使命であり、責任であり、アジアの民衆に対する戦争賊罪の最大の提唱ではないかと存じます。

福祉事業法の一部を改正する法律案
(内閣提出)を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。社
会労働委員長阿具根登君。

○議長(松野鶴平君) これにて討論の通告者の発言は、終了いたしました。討論は、終局したものと認めます。
これより両案の採決をいたします。
両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よって両案は可決せられました。

(拍手)

木下	友敬	鈴木	万平
横山	フク	片岡	文重
竹中	恒夫	山本	勝男
中山	福藏	經勝	英二
木島	虎藏	有馬	喜介
西岡	ハル	松澤	一郎
			正義

審査報告書
社会福祉事業法の一部を改正する法律案
内閣提出)を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。社
会労働委員長阿具根登君。

9

昭和三十三年二月二十日

參議院議長 松野鶴平殿
衆議院議長 益谷秀次

厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律案

改正する法律

(厚生保険特別会計法の一部改正)

第一条 厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）の一部を次の

ように改正する。

第十八条ノ七中「昭和三十三年

度）を二回（昭和二十四年四月）に亘り改定（船員保険特別会計法の一部改正）

第二条 船員保険特別会計法（昭和

二十二年法律第二百三十六号)の一部を次のよう改正する。

第一回

「三年度」を「昭和三十四年度」に改

める。
附則

附 則

卷之三

「審査報告書は都合により追録に

揭載

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれ
する法律案

を可決した。

よつて国会法第八十三条により送付
る。

昭和三十三年三月二十日

衆議院議長 益谷秀次

卷之三

昭和三十三年三月二十八日 参議院会議録第十七号

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案

食糧管理特別会計法（大正十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の二条を加える。

第六条 食糧管理勘定ニ於テハ夫々国内産米穀（其ノ製品ヲ含ム）、国内産麦及此等以外ノ国内産主要食糧並輪入ニ係ル主要食糧ノ充渡代金、調整勘定ヨリノ受入金其ノ他附屬品及運搬三関スル諸費、業務勘定及調整勘定ヘノ繰入金其ノ他附属諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

第六条ノ五を第六条ノ九とし、第六条ノ四第二項第二号中「前年度」の下に「ノ各勘定」を加え、同条を第六条ノ八とし、第六条ノ三を第六条ノ七とし、第六条ノ二を第六条ノ六とし、第六条の次に次の四条を加える。

第六条ノ二 農産物等安定勘定ニ於テハ農産物等ノ充渡代金、調整勘定ヨリノ受入金其ノ他附屬品及運搬三関スル諸費、業務勘定及調整勘定ヘノ繰入

前項ノ一般会計ヨリノ受入金ハ予算ノ定ムル所ニ依り農産物等安定勘定及調整勘定ヲ補填スル為一般会計ヨリ之ヲ繰入ルモノトス第六条ノ三 業務勘定ニ於テハ食糧管理勘定、農産物等安定勘定及調整勘定ヨリノ受入金、農産物検査費、同法ノ規定ニ依ル農産物ノ検査印紙ノ充渡收取入ノ他附屬諸費、同項ノ農產物検査印紙ノ充捌手數料、調整勘定ノ事務取扱及施設運営ニ関スル諸費、同法ノ規定ニ依ル農産物ノ検査ニ關スル諸費、同項ノ農産物検査ノ資金(以下調整資金ト謂フ)トス
第六条ノ五 調整勘定ニ於テハ一般会計ヨリノ受入金、証券(第三条第二項及第四条第二項ノ規定ニ依リ発行スル証券ヲ除ク)ノ受入收入手金、借入金並食糧管理勘定、農産物等安定勘定及業務勘定(以下ノ規定ニ依リ発行スル証券ヲ除ク)及借入金ノ償還金並証券、借入金及一時借入金ノ利子其ノ他附屬諸費ヲ以テ其ノ歳出トス前項ノ一般会計ヨリノ受入金ハ予算ノ定ムル所ニ依リ調整資金ニ充

ツル為一般会計ヨリ之ヲ繰入ルモノトス
第一項ノ他勘定ヘノ繰入金ハ當該勘定ニ於ケル經費ノ財源トシテ調整勘定ヨリ之ヲ繰入ルモノトス
第二項ノ他勘定ヘノ繰入金ハ當該勘定ニ於ケル經費ノ財源トシテ他勘定ヨリ之ヲ繰入レタル受入金ノ返還金ヘノ繰入ルモノトシテ調整勘定ヨリ之ヲ繰入ルモノトシテ同項ノ他勘定ヨリ之ヲ受入レ又ハ調整勘定ニ於ケル經費ヨリノ受入金ハ調整勘定ヨリ之ヲ受入レタル繰入金ノ返還金ニ係ルモノトシテ當該勘定ヨリ之ヲ受入レ又ハ調整勘定ニ於ケル經費ノ財源トシテ他勘定ヨリ之ヲ受入レタル繰入金ノ返還金ニ係ルモノトシテ調整勘定ヨリ之ヲ受入レ又ハ調整勘定ニ於ケル經費ノ財源トシテ当該勘定ノ下に「ノ各勘定」を加える。
第八条中「本会計」の下に「ノ各勘定」を加え、「翌年度ノ歳入」を「当該勘定ノ翌年度ノ歳入」に改める。
第八条ノ三第二項第二号中「当該年度」の下に「ノ各勘定」を加え、同条を第八条ノ六とし、第八条ノ二を第八条ノ五とし、第八条の次に次の三條を加える。
第八条ノ二 業務勘定ニ於ケル毎年度ノ損益計算上ノ利益又ハ損失ハ政令ノ定ム後調整勘定ニ於ケル所ニ依リ之ヲ調整勘定ニ移シ整理スペシ
第八条ノ三 前条ノ整理ヲ為シタル額ヲ限度トシテ當該資金ヲ減額シ處理スベシ

第八条ノ四 農産物等安定勘定ニ於ケル毎年度ノ損益計算上ノ損失ハ積立金ヲ減額シ之ヲ整理スルモノトス。但其ノ損失額中当該整理ヲ為シ得ザル部分ノ金額ハ損失ノ繰越トシテ之ヲ整理スベシ。

第十一条「本会計ノ収入支出三閑スル規程」を「本法ノ実施ノ為必要ナル手続其ノ他ノ事項」に改める。

附則第六項前段中「本会計」の下に「農産物等安定勘定」を加え、同項後段を次のように改める。

コノ場合ニ於テ第二条、第三条及第四条ノ三中「食糧及農産物等ノ買入代金」トアルハ「食糧、農産物等、飼料及甜菜糖ノ買入代金並飼料ノ交換料及甜菜糖ノ買入代金並飼料ノ交換料ニ伴フ支出」ト、第六条ノ二第一項中「農産物等ノ先渡代金」トアルハ「農産物等、飼料及甜菜糖ノ買入代金、飼料金、飼料ノ交換ニ伴フ収入」ト、「農産物等ノ買入代金」トアルハ「農産物等、飼料及甜菜糖ノ買入、先渡及保管」ト、第六条ノ九中「食糧及農産物等」トアルハ「食糧、農産物等、飼料及甜菜糖」ト読替フルモノトス。

附則第七項中「本会計」の下に「ノ輸入食糧管理勘定」を加える。

附則第二項を削る。

と、公営企業にかかる短期資金に対する政府資金の融通について、政府は、積極的な措置を講すべきことを政府に希望する」と述べられました。

かくして討論を終り、採決の結果、本法案は多数をもって衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、大沢委員提出の付帯決議案は、多數をもつてこれを委員会の決議とすることに決定した次第であります。

なおまた、本法案審査の過程において、大蔵委員会より地方行政委員会に対し、本法案の審査に当つては、公庫設立の趣旨、衆議院の修正点について、特に慎重なる検討を望む旨の申し入れがあつたことを一言申し添えておきます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(寺尾豊君) 別に御發言もな

ければ、これより両案の採決をいたし

ます。公営企業金融公庫法の一部を改

正する法律案全部を問題に供します。

本案に賛成の諸君の起立を求めま

す。(賛成者起立)

○副議長(寺尾豊君) 過半数と認めま

す。よつて本案は可決せられました。

○副議長(寺尾豊君) 本案に賛成の諸君の起立を求めま

す。(賛成者起立)

○副議長(寺尾豊君) 次に、新市町村建設促進法の一部を改

正する法律案について申し上げます。

次に、新市町村建設促進法の一部を改

正する法律案について申し上げます。

本法案は、都道府県の境界にわたる

市町村の廃置分合すなわち、いわゆる

越県合併に関する内閣総理大臣の处分

に関する新市町村建設促進法の規定の失効後においても、失効前に新市町村

建設促進中央審議会の意見を聞く手続

がとられているものについては、昭和三十一年九月三十日までの間は、なお

当該規定の例によることを定めるもの

であります。

地方行政委員会におきましては、三

月二十七日、郡国務大臣より提案理由

の説明を聞いた後、質疑を行い、討論

に入りたるところ、格別の発言もな

く、直ちに採決の結果、本法案は、全

く一致をもつて原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(寺尾豊君) 別に御發言もな

ければ、これより本案の採決をいたし

ます。

本案全部を問題に供します。本案に

賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長(寺尾豊君) 過半数と認めま

す。よつて本案は可決せられました。

森林開発公団法の一部を改正する法律案

第三十五条第一号中「長期借入金」の下に

「及び森林開発債券」を加える。

第三十九条第一号中「若しくは第二項ただし書き」を、「第一項ただし書き

若しくは第六項」に改める。

この法律は、公布の日から施行す

る。

附 則

森林開発公団法(昭和三十一年法)

律第八十五号)の一部を次のよう

に改正する。

第三十三条の見出しを「借入金及

び森林開発債券」に改め、同条第一

項中「又は金融機関から長期借入金

又は短期借入金をする」を「若しくは

金融機関から長期借入金若しくは短

期借入金をし、又は森林開発債券を

発行する」に改め、同条に次の五項

を加える。

この法律は、公布の日から施行す

る。

森林開発公団法の一部を改正す

る法律

第三十五条第一号中「長期借入金」の下に

「及び森林開発債券」を加える。

第三十九条第一号中「若しくは第二項ただし書き」を、「第一項ただし書き

若しくは第六項」に改める。

この法律は、公布の日から施行す

る。

附 則

森林開発公団法(昭和三十一年法)

律第八十五号)の一部を次のよう

に改正する。

第三十三条の見出しを「借入金及

び森林開発債券」に改め、同条第一

項中「又は金融機関から長期借入金

又は短期借入金をする」を「若しくは

金融機関から長期借入金若しくは短

期借入金をし、又は森林開発債券を

発行する」に改め、同条に次の五項

を加える。

この法律は、公布の日から施行す

る。

森林開発公団法の一部を改正す

る法律

第三十五条第一号中「長期借入金」の下に

「及び森林開発債券」を加える。

第三十九条第一号中「若しくは第二項ただし書き」を、「第一項ただし書き

若しくは第六項」に改める。

この法律は、公布の日から施行す

る。

附 則

森林開発公団法(昭和三十一年法)

律第八十五号)の一部を次のよう

に改正する。

第三十三条の見出しを「借入金及

び森林開発債券」に改め、同条第一

項中「又は金融機関から長期借入金

又は短期借入金をする」を「若しくは

金融機関から長期借入金若しくは短

期借入金をし、又は森林開発債券を

発行する」に改め、同条に次の五項

を加える。

この法律は、公布の日から施行す

る。

森林開発公団法の一部を改正す

る法律

第三十五条第一号中「長期借入金」の下に

「及び森林開発債券」を加える。

第三十九条第一号中「若しくは第二項ただし書き」を、「第一項ただし書き

若しくは第六項」に改める。

この法律は、公布の日から施行す

る。

附 則

森林開発公団法(昭和三十一年法)

律第八十五号)の一部を次のよう

に改正する。

第三十三条の見出しを「借入金及

び森林開発債券」に改め、同条第一

項中「又は金融機関から長期借入金

又は短期借入金をする」を「若しくは

金融機関から長期借入金若しくは短

期借入金をし、又は森林開発債券を

発行する」に改め、同条に次の五項

を加える。

この法律は、公布の日から施行す

る。

森林開発公団法の一部を改正す

る法律

第三十五条第一号中「長期借入金」の下に

「及び森林開発債券」を加える。

第三十九条第一号中「若しくは第二項ただし書き」を、「第一項ただし書き

若しくは第六項」に改める。

この法律は、公布の日から施行す

る。

附 則

森林開発公団法(昭和三十一年法)

律第八十五号)の一部を次のよう

に改正する。

第三十三条の見出しを「借入金及

び森林開発債券」に改め、同条第一

項中「又は金融機関から長期借入金

又は短期借入金をする」を「若しくは

金融機関から長期借入金若しくは短

期借入金をし、又は森林開発債券を

発行する」に改め、同条に次の五項

を加える。

この法律は、公布の日から施行す

る。

森林開発公団法の一部を改正す

る法律

第三十五条第一号中「長期借入金」の下に

「及び森林開発債券」を加える。

第三十九条第一号中「若しくは第二項ただし書き」を、「第一項ただし書き

若しくは第六項」に改める。

この法律は、公布の日から施行す

る。

附 則

森林開発公団法(昭和三十一年法)

律第八十五号)の一部を次のよう

に改正する。

第三十三条の見出しを「借入金及

び森林開発債券」に改め、同条第一

項中「又は金融機関から長期借入金

又は短期借入金をする」を「若しくは

金融機関から長期借入金若しくは短

期借入金をし、又は森林開発債券を

発行する」に改め、同条に次の五項

を加える。

この法律は、公布の日から施行す

る。

森林開発公団法の一部を改正す

る法律

第三十五条第一号中「長期借入金」の下に

「及び森林開発債券」を加える。

第三十九条第一号中「若しくは第二項ただし書き」を、「第一項ただし書き

若しくは第六項」に改める。

この法律は、公布の日から施行す

る。

附 則

森林開発公団法(昭和三十一年法)

律第八十五号)の一部を次のよう

に改正する。

第三十三条の見出しを「借入金及

び森林開発債券」に改め、同条第一

項中「又は金融機関から長期借入金

又は短期借入金をする」を「若しくは

金融機関から長期借入金若しくは短

期借入金をし、又は森林開発債券を

発行する」に改め、同条に次の五項

を加える。

この法律は、公布の日から施行す

る。

森林開発公団法の一部を改正す

る法律

第三十五条第一号中「長期借入金」の下に

「及び森林開発債券」を加える。

第三十九条第一号中「若しくは第二項ただし書き」を、「第一項ただし書き

若しくは第六項」に改める。

この法律は、公布の日から施行す

る。

附 則

森林開発公団法(昭和三十一年法)

律第八十五号)の一部を次のよう

に改正する。

第三十三条の見出しを「借入金及

び森林開発債券」に改め、同条第一

項中「又は金融機関から長期借入金

又は短期借入金をする」を「若しくは

金融機関から長期借入金若しくは短

期借入金をし、又は森林開発債券を

発行する」に改め、同条に次の五項

を加える。

この法律は、公布の日から施行す

る。

森林開発公団法の一部を改正す

る法律

第三十五条第一号中「長期借入金」の下に

「及び森林開発債券」を加える。

第三十九条第一号中「若しくは第二項ただし書き」を、「第一項ただし書き

若しくは第六項」に改める。

この法律は、公布の日から施行す

る。

附 則

森林開発公団法(昭和三十一年法)

律第八十五号)の一部を次のよう

に改正する。

第三十三条の見出しを「借入金及

び森林開発債券」に改め、同条第一

項中「又は金融機関から長期借入金

又は短期借入金をする」を「若しくは

金融機関から長期借入金若しくは短

期借入金をし、又は森林開発債券を

発行する」に改め、同条に次の五項

を加える。

検査に合格した基準器を用いて定めるものとする。

第八十九条の三 構造検査に合格した構造を有する計量器の製造又は輸入をした者は、その計量器に通商産業省令で定める記号及び構造検査合格番号を表記しなければならない。但し、その構造上表記することが困難な計量器その他の計量器であつて、通商産業省令で定めるものについては、この限りでない。

第九十二条を次のように改める。

(検定の有効期間)

第九十二条 タキシーメーター、ガスマーター、水道メータ、ガソリン量器その他の政令で定める計量器の検定の有効期間は、検定証印を附した月の翌月一日から起算して、それぞれその政令で定める期間とする。

第一百六条中「通商産業大臣」の下に「(政令で定める基準器にあつては、通商産業大臣又は都道府県知事)」を加え、同条の次に次の二条を加えて、それぞれその政令で定める期間とする。

第百六条の二 前条の都道府県知事は、基準器検査を受けようとする基準器の所在の場所を管轄する都道府県知事とする。

第一百七条第三項中「原器又は標準器」を「通商産業大臣が行う基準器検査にあつては原器又は標準器」に改める。

第一百十四条を次のように改める。

(準用規定)

第一百四条 第八十八条、第九十四条及び第九十五条の規定は、基準器検査に準用する。

二 第六十四条第一項第二号を次の二項で定める計量器

「第百三十九条第一項第二号を次の二項に改める。

二 第六十四条第一項第八号の改令で定める計量器

「第百三十九条を「第百三十九条第一項」に改める。

二 第五百一条の次に次の二条を加える。

(定期検査に代る計量士による検査)

五百五一条の二 計量士が、第四十五条第二項の通商産業省令で定める方法により、基準器検査に合格した基準器を用いて検査を行い、第三項の規定により証印を附した計量器について、その計量器を使用する者がその者の事業所(事業所がないものにあつては、住所)の所在地を管轄する都道府県知事又は特定市町村の長にその旨を届け出たときは、その届け出た計量器については、第一百三十九条第一項の規定にかかわらず、当該定期検査を受けることを要しない。但し、計量士の行つた検査の期日が市の区域については定期検査の実施の期日の六月以前、市以外の区域については定期検査の実施の期日の一年以前であるときは、この限りでない。

前項の規定による届出は、次項の規定により交付を受けた証明書を添付して、第一百四十三条第一項の

規定による公示のあつた日から二十日以内にしなければならない。

二 第二百二十二条第一項中「別表の上欄に掲げる者」の下に「(通商産業大臣を除く。)」を加え、同条第二項

別表七 第二百二十二条の登録を受けようとする者の項の次に次のように加える。

七の二 第五百一条の二第四項の

第三項及び第四項」を加える。

二 第二百二十二条第一項中「別表の上欄に掲げる者」の下に「(通商産業大臣を除く。)」を加え、同条第二項

部品検査又は比較検査」に改める。

別表十三 檢定を受けようとする者の項の次に次のように加える。	一箇につき 八〇、〇〇〇円
(1) 照射線量計	一箇につき 四四、〇〇〇円
(2) 照射線量率計	一箇につき 五〇、〇〇〇円
(3) 粒子束密度計	一箇につき 二八、〇〇〇円
(4) 粒子束密度時間積分量計	一箇につき 五〇、〇〇〇円
(5) 放射性物質表面密度計	一箇につき 五六、〇〇〇円
(6) 放射性物質濃度計	一箇につき 五六、〇〇〇円
(7) 放射性物質濃度計	一箇につき 五六、〇〇〇円
別表十三 檢定を受けようとする者の項の次に次のように加える。	一箇につき 八〇、〇〇〇円
十三の二 構造検査を受けようとする者	一件につき 一〇〇、〇〇〇円
(1) 照射線量計	一件につき 五六、〇〇〇円
(2) 照射線量率計	一件につき 六二、〇〇〇円
(3) 粒子束密度計	一件につき 三四、〇〇〇円
(4) 粒子束密度時間積分量計	一件につき 六二、〇〇〇円
(5) 放射性物質表面密度計	一件につき 七〇、〇〇〇円
(6) 放射性物質濃度計	一件につき 一〇〇、〇〇〇円
(7) その他の計量器	一件につき 一〇〇、〇〇〇円
別表十六 比較検査を受けようとする者の項中「四 粘度計」の下に「及び動粘度計」を加え、同項に次のように加える。	一箇につき 九〇、〇〇〇円
(1) 照射線量計	一箇につき 五六、〇〇〇円
(2) 粒子束密度計	一箇につき 五六、〇〇〇円
(3) 粒子束密度時間積分量計	一箇につき 五六、〇〇〇円
(4) 放射性物質表面密度計	一箇につき 五六、〇〇〇円
(5) 放射性物質濃度計	一箇につき 五六、〇〇〇円
(6) 放射性物質濃度計	一箇につき 五六、〇〇〇円
(7) 放射性物質濃度計	一箇につき 五六、〇〇〇円
別表十六 比較検査を受けようとする者の項中「四 粘度計」の下に「及び動粘度計」を加え、同項に次のように加える。	一箇につき 六四、〇〇〇円
(1) 照射線量計	一箇につき 五六、〇〇〇円
(2) 粒子束密度計	一箇につき 五六、〇〇〇円
(3) 粒子束密度時間積分量計	一箇につき 五六、〇〇〇円
(4) 放射性物質表面密度計	一箇につき 五六、〇〇〇円
(5) 放射性物質濃度計	一箇につき 五六、〇〇〇円
(6) 放射性物質濃度計	一箇につき 五六、〇〇〇円
(7) 放射性物質濃度計	一箇につき 五六、〇〇〇円

昭和三十三年三月二十八日 参議院会議録第十七号 計量法の一部を改正す
別表十七 基準器検査を受けようとする者の項中「(四) 粘度基準器」の下
に「及び動粘度基準器を加え、同項に次のように加える。

(20) 照射線量基準器	一箇につき 九〇、〇〇〇円
(21) 照射線量率基準器	一箇につき 五〇、〇〇〇円
(22) 粒子束密度基準器	一箇につき 五六、〇〇〇円
(23) 放射性物質表面密度基準器	一箇につき 三〇、〇〇〇円
(24) 放射性物質濃度基準器	一箇につき 五六、〇〇〇円
(25) 放射性物質濃度基準器	一箇につき 六四、〇〇〇円

別表十八 第三百三十二条第一項又は第一百五十条第一項の検査を受けようとする者の項中「(15) 粘度計」の下に「及び動粘度計」を加える。

附
圖

第一條 この法律は、昭和三十三年十月一日から施行する。ただし、第二百六十六条の改正規定は、公布の日から施行する。

第二条 次に掲げる計量器(以下「追加計量器」という。)に付する事業については、この法律の施行の日から一年六月間は、第十九条第一項第一号、第三十二条第四号(基準器に係る部分に限る。)、第三十一条第一項第一号及び第四十四条第四号(基準器に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

五 粒子束密度時間積分量計 六 放射性物質表面密度計 七 放射性物質濃度計

第五条 この法律の施行の際に改正前の第三十六条の許可の区分に従い改正前の第三十五条第一項の修理の事業の許可を受けている者は、その許可の区分に属する計量器が属する改正後の同項の通商産業省令で定める区分について、同項の許可を受けたものとみなす。

第六条 この法律の施行の際に追加計量器の修理の事業を行つてい

（検定を受ける義務）
第九条 動粘度計については、この法律の施行の日から二年間は、第六十三条の規定は、適用しない。
六十六条第一項の規定は、適用しない。

(工業技術院設置法の改正)
第十二条 工業技術院設置法（昭和二十三年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「ホンの標準器」の下に「、照射線量の計量単位の標準器、粒子束の計量単位の標準器、放射性物質量の計量単位の標準器」を加える。

(民法の一部改正)
第三条 民法(明治二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。
第二百一十五条第二項中「六尺」を「二メートル」に改める。
第二百三十四条第二項中「一尺五寸」を「五十センチメートル」に改める。

る者は、この法律の施行の日から三月間は、改正後の第三十五条第一項の許可を受けないで、従前の例によりその事業を継続することを妨げない。その者がその期間内に同項の許可を申請した場合において、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

施行の日から六年間は、第六十八条の規定は、適用しない。

〔審査報告書は都合により追録に
掲載〕

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

揭載

卷二

書は都々

音によ

追録

國会に提出する。

計量単位の統一に伴う関係法律の整備に関する法律案
計量単位の統一に伴う関係法律の整備に関する法律

（第一回改訂） 第一条 執教吏手數料規則（明治二十三年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。
第十七条中「一里」を「一キロメートル」に改める。

（民事訴訟費用法の一部改正）
第二条 民事訴訟費用法（明治二十三年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。
第十三条第一項中「一里」を「一キロメートル」に、「三十銭」を「八十銭」に改める。

(民法の一部改正)
第三条 民法(明治二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。
第二百一十五条第二項中「六尺」を「一メートル」に改める。
第二百三十四条第二項中「一尺五寸」を「五十センチメートル」に改める。

(政府による株式の所有)

第二条 政府は、会社の株式を所有することができる。

2 前項の規定により政府が所有する株式は、会社の発行済株式の総数の二分の一をこえることができる。

3 前項の規定により政府が所有する株式は、十億円をこえることができる。

4 前項の規定により政府が所有する株式は、その所有する株式の二分の一をこえることができる。

5 前項の規定により政府が所有する株式は、その所有する株式の二分の一をこえることができる。

6 前項の規定により政府が所有する株式は、その所有する株式の二分の一をこえることができる。

7 前項の規定により政府が所有する株式は、その所有する株式の二分の一をこえることができる。

8 前項の規定により政府が所有する株式は、その所有する株式の二分の一をこえることができる。

9 前項の規定により政府が所有する株式は、その所有する株式の二分の一をこえることができる。

10 前項の規定により政府が所有する株式は、その所有する株式の二分の一をこえることができる。

11 前項の規定により政府が所有する株式は、その所有する株式の二分の一をこえることができる。

12 前項の規定により政府が所有する株式は、その所有する株式の二分の一をこえることができる。

13 前項の規定により政府が所有する株式は、その所有する株式の二分の一をこえることができる。

14 前項の規定により政府が所有する株式は、その所有する株式の二分の一をこえることができる。

15 前項の規定により政府が所有する株式は、その所有する株式の二分の一をこえることができる。

16 前項の規定により政府が所有する株式は、その所有する株式の二分の一をこえることができる。

17 前項の規定により政府が所有する株式は、その所有する株式の二分の一をこえることができる。

18 前項の規定により政府が所有する株式は、その所有する株式の二分の一をこえることができる。

19 前項の規定により政府が所有する株式は、その所有する株式の二分の一をこえることができる。

入り、帳簿類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 第一項の規定による立入検査の権限は、改めてはならない。

5 第一項の規定による立入検査の権限は、改めてはならない。

6 第一項の規定による立入検査の権限は、改めてはならない。

7 第一項の規定による立入検査の権限は、改めてはならない。

8 第一項の規定による立入検査の権限は、改めてはならない。

9 第一項の規定による立入検査の権限は、改めてはならない。

10 第一項の規定による立入検査の権限は、改めてはならない。

11 第一項の規定による立入検査の権限は、改めてはならない。

12 第一項の規定による立入検査の権限は、改めてはならない。

13 第一項の規定による立入検査の権限は、改めてはならない。

14 第一項の規定による立入検査の権限は、改めてはならない。

15 第一項の規定による立入検査の権限は、改めてはならない。

16 第一項の規定による立入検査の権限は、改めてはならない。

17 第一項の規定による立入検査の権限は、改めてはならない。

18 第一項の規定による立入検査の権限は、改めてはならない。

19 第一項の規定による立入検査の権限は、改めてはならない。

附則第三項及び第四項を削る。

附則

1 この法律は、昭和三十三年六月一日から施行する。

2 この法律の施行の際現に改正前の第二条第一項の承認を受けていた株式会社が昭和三十四年三月三十日以前で政令で定める日までに、改めてはならない。

3 第五条の二、第五条の三を加える。

4 第五条の二、第五条の三を加える。

5 第五条の二、第五条の三を加える。

6 第五条の二、第五条の三を加える。

7 第五条の二、第五条の三を加える。

8 第五条の二、第五条の三を加える。

9 第五条の二、第五条の三を加える。

10 第五条の二、第五条の三を加える。

11 第五条の二、第五条の三を加える。

12 第五条の二、第五条の三を加える。

13 第五条の二、第五条の三を加える。

14 第五条の二、第五条の三を加える。

15 第五条の二、第五条の三を加える。

16 第五条の二、第五条の三を加える。

17 第五条の二、第五条の三を加える。

18 第五条の二、第五条の三を加える。

19 第五条の二、第五条の三を加える。

本改正案のおもなる改正点を概略申しあげますと、第一は、新たに放射線関係の計量単位を定め、その計量器に付するものとあります。

第二は、農協、生協等が継続的に計量器の販売を行うときは、登録を行なうものと定めます。

第三は、計量器の普及をはかります。

第四は、農業普及改良員、保健婦、農協職員等が継続的でなく、依頼者が特定しているときは登録は要しない。

第五は、農業普及改良員としての届出は必要としない。

第六は、農業普及改良員としての届出は必要としない。

第七は、農業普及改良員としての届出は必要としない。

第八は、農業普及改良員としての届出は必要としない。

第九は、農業普及改良員としての届出は必要としない。

第十は、農業普及改良員としての届出は必要としない。

十一は、農業普及改良員としての届出は必要としない。

十二は、農業普及改良員としての届出は必要としない。

十三は、農業普及改良員としての届出は必要としない。

十四は、農業普及改良員としての届出は必要としない。

十五は、農業普及改良員としての届出は必要としない。

十六は、農業普及改良員としての届出は必要としない。

十七は、農業普及改良員としての届出は必要としない。

十八は、農業普及改良員としての届出は必要としない。

十九は、農業普及改良員としての届出は必要としない。

ということになります。この点について、政府は大要次のような見解を表明したのであります。

その第一は、農協、生協等が継続的に計量器の販売を行うときは、登録を行なうものと定めます。

第二は、農協、生協等が継続的でなく、依頼者が特定しているときは登録は要しない。

第三は、計量器の普及をはかります。

第四は、農業普及改良員としての届出は必要としない。

第五は、農業普及改良員としての届出は必要としない。

第六は、農業普及改良員としての届出は必要としない。

第七は、農業普及改良員としての届出は必要としない。

第八は、農業普及改良員としての届出は必要としない。

第九は、農業普及改良員としての届出は必要としない。

第十は、農業普及改良員としての届出は必要としない。

十一は、農業普及改良員としての届出は必要としない。

十二は、農業普及改良員としての届出は必要としない。

十三は、農業普及改良員としての届出は必要としない。

十四は、農業普及改良員としての届出は必要としない。

十五は、農業普及改良員としての届出は必要としない。

十六は、農業普及改良員としての届出は必要としない。

十七は、農業普及改良員としての届出は必要としない。

十八は、農業普及改良員としての届出は必要としない。

十九は、農業普及改良員としての届出は必要としない。

ことになつておりますので、第一に、現在、尺貫法や、ヤードボンド法を用している民法、商法、その他十六の法律の計量単位をメートル法を統一すること。第二に、メートル法実施の例外的措置として、土地、建物に関しては、最高七年三ヵ月、尺貫法の使用を認め、輸出貨物の国内取引、武器の製造修理関係については五年間、航空機等の運航等の計量については、当分の間ヤードボンド法を認めており、工率の単位については、仏馬力のみ三ヵ年の猶予期間を設ける等のことを内容としているのであります。

本法案につきましては、メートル法普及についての政府の対策を中心に関心な論議がございましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。以上で質疑を終了し、討論に入ります。したところ、別に発言もございませんでしたので、直ちに採決いたしました結果、全会一致をもちて、政府原案通り可決すべきものと決定したのであります。

次に、合成ゴム製造事業特別措置法の一部を改正する法律案について御報告いたします。

御承知の通り、原料ゴムの供給確保をはかることを目的として、昨年五月に現行法が制定されました。同法に基づいて昨年十二月に日本合成ゴム株式会社が設立され、その後、同社では工場の場所を四日市に決定して、その建設準備や製造技術の導入手続などを進めています。

行の出資という方式を改めて、政府出資に切りかえ、あわせて右に伴う所要事項を法律で定めなければならぬ旨を規定しています。よって政府では、この出資切りかえに必要な經費を、十三年度予算中の産業投資特別会計に計上いたしますとともに、立法措置として、この改正案を提出して参つたのであります。

この改正案の要点は、第一に、前述の出資方式の変更でありますて、開銀出資の方式を政府出資の方式に改めるのであります。現行法により日本合成ゴム株式会社には、開銀が十億円を限度として出資できることになつていていますが、全部終了していません。よって本改正案で、経過的に、三十三年度に限つて、開銀はなお出資ができることとともに、政府は開銀の出資完了を待つて、同年度中に、できるだけ早く開銀所有の株式を譲り受けることといたしております。第二は、日本合成ゴム会社に対する監督規定の強化でありますて、政府出資に切りかわることとに伴つて、通商産業大臣の認可を必要とする事項を規定し、かつ監督上必要な立ち入り検査ができることとしています。第三は、政府所有株式の処分に関するものでありますて、日本合成ゴムの経理的な基礎が確立したと認められた際に、政府は株式市場の状況を考慮して、その所有株式を早目に処分すべき旨を定めんとしています。なお、以上のほか、法律の題名を改めまして、日本合成ゴム株式会社に関する臨時措置に関する法律としているのであります。

当局との質疑応答のおもなるものは以下の通りであります。

日本合成ゴム会社の技術導入費が四百二十万ドルであるとすれば、それはコスト高を招来せぬかとの質問に対しでは、特許使用料ではなく、一時払いであつて、販売価格の2%を占める程度であるとの答弁がありました。本事業の前金についての見通しはどうかとの質問に対しでは、三十七年度に完全操業に入り、三十八年度には一割二分ぐらいの配当ができる見込みであるとの答弁がありました。政府所有株の処分に関する質問では、加工業者か、または原料関係業者などの、いずれかに大量に集中したり、あるいは従来の株主にだけ行くようなことにならぬか、なお、一般消費者の代表なども参加できる道を開くべきではないかとの質問に対しでは、処分方法は競争入札が原則であるが、随意契約の道もあるので、特定者に集中せぬよう十分に注意して処分するとの答弁がありました。また、政府所有株を処分して純然たる民間会社となつた場合に、独自支配の弊に陥る懸念はないかとの質問に対しては、政府出資がなくなつた後も、行政指導を十分に行い、生ゴム輸入の自動承認制とも相待つて、独占的な弊害のないよう処置するとの答弁がありました。

なお、中小加工業者の利用を容易ならしめる方途を講じているかとの質問に対する質問は、その一例として、使用前に必要な特殊処理の施設を全国に一、二カ所設置する予定であるとの答弁などがありましたが、詳細については会議録に譲ることをお許し願います。

次いで討論に入りましたところ、海野委員は、「政府は、一方で予算を削

りながら、大企業には投資するわけで、中小企業に対する不均衡を生じて、いふうが、特に政府所有株の処分に際しては十分に配慮することも、専念後においても、会社の経営に対しては常に指導監督すべき旨の希望条件を付して賛成意見を述べました。かくて採決に入りましたが、全会一致をもつて、本改正法案は、原案通り可決すべきものと決定いたしました。右、御報告いたします。(拍手)○副議長(寺尾豊君) 別に御発言もなければ、これより三案の採決をいたします。

まず、計量法の一部を改正する法律案、計量単位の統一に伴う関係法律の整備に関する法律案。

以上、両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(寺尾豊君) 総員起立と認めます。よつて両案は、全会一致をもつて可決せられました。

○副議長(寺尾豊君) 次に、合成ゴム製造事業特別措置法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(寺尾豊君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長(寺尾豊君) 日程第十六、学校保健法案(内閣提出)を議題といたります。

右	学校保健法案
国会に提出する。	昭和十三年三月一日
内閣総理大臣 岸 信介	
学校保健法案	学校保健法
目次	
第一章 総則(第一条—第三条)	
第二章 健康診断及び健康相談 (第四条—第十二条)	
第三章 伝染病の予防(第十二 条—第十四条)	
第四章 学校保健技師並びに学校 医、学校歯科医及び学校 薬剤師(第十五条・第十一 六条)	
第五章 地方公共団体の援助及び 困の補助(第十七条—第二十 八条)	
第六章 雜則(第十九条—第二十 一条)	
附則	
第一章 総則	
(目的)	
第一条 この法律は、学校における 健康管理に関し必要な事項を定 め、児童、生徒、学生及び幼児並 びに職員の健康の保持増進を図 り、もつて学校教育の円滑な実施 とその成果の確保に資することを 目的とする。	

<p>右 〔審査報告書は都合により追録上 掲載〕</p> <p>学校保健法案</p>	<p>国会に提出する。</p> <p>昭和三十三年三月一日</p>	<p>内閣総理大臣 岸 信介</p>
<p>学校保健法案</p>	<p>学校保健法</p>	<p>目次</p>
<p>第一章 総則(第一条—第三条)</p>	<p>第二章 健康診断及び健康相談 (第四条—第十一条)</p>	<p>第三章 伝染病の予防(第十二 条—第十四条)</p>
<p>第四章 学校保健技師並びに学校 医、学校歯科医及び学校 薬剤師(第十五条—第十八 条)</p>	<p>第五章 地方公共団体の援助及び 國の補助(第十七条—第十八 条)</p>	<p>第六章 雜則(第十九条—第二十 一条)</p>
<p>附則</p>	<p>第一章 総則</p>	<p>(目的)</p>
<p>第一条 この法律は、学校における 保健管理に関し必要な事項を定 め、児童、生徒、学生及び幼児並 びに職員の健康の保持増進を図 り、もつて学校教育の円滑な実施 とその成果の確保に資することを 目的とする。</p>	<p>(学校保健計画)</p>	

診断その他その保健に関する事項について計画を立て、これを実施しなければならない。

(学校環境衛生)

第三条 学校においては、換気、採光、照明及び保温を適切に行い、清潔を保つ等環境衛生の維持に努め、必要に応じてその改善を図らなければならない。

(第二章 健康診断及び健康相談)

(就学時の健康診断)

第四条 市(特別区)を含む。以下同じ。町村の教育委員会は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二十二条第一項の規定により就学年の初めから小学校又は中学校若しくは義務学校の小学部に就学させるべき者で、当該市町村の区域内に住所を有するものの就学に当つて、その健康診断を行なへばならない。

第五条 市町村の教育委員会は、前条の健康診断の結果に基き、治療を勧告し、保健上必要な助言を行い、及び学校教育法第二十二条第一項に規定する義務の猶予若しくは免除又は盲学校、義務学校若しくは養護学校への就学に關し指導を行う等適切な措置をとらなければならぬ。

第六条 学校においては、毎学年定期的に、児童、生徒、学生(通信による教育を受ける学生を除く。)又は幼児の健康診断を行わなければならぬ。

(学校環境衛生)

第三条 学校においては、前条の健康診断の結果に基き、疾病の予防措置を行い、又は治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等適切な措置をとらなければならぬ。

(第二章 健康診断及び健康相談)

(職員の健康診断)

第八条 学校の設置者は、毎学年定期に、学校の職員の健康診断を行なへばならない。

(職員の健康診断)

第九条 学校の設置者は、前条第一項又は第三項の健康診断の結果に基き、治療を指示し、及び勤務を軽減する等適切な措置をとらなければならぬ。

(職員の健康診断)

第十条 学校の設置者は、文部省令で定めることとする。

(職員の健康診断)

第十二条 学校の設置者は、前条第一項又は第三項の健康診断の結果に基き、治療を指示し、及び勤務を軽減する等適切な措置をとらなければならぬ。

(職員の健康診断)

第十三条 学校の設置者は、伝染病予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行なうことができる。

(臨時休業)

第十四条 前二条(第十二条の規定に基づく政令を含む)及び伝染病予防法(明治三十年法律第三十六号)その他伝染病の予防に關して規定する法律(これらの法律に基く命令を含む。)に定めるもののほか、学校における伝染病の予防に関する定め

2 都道府県の教育委員会は、市町村の教育委員会に対し、前条第二項の健康診断の結果を通知し、かつ、その結果に基き必要な指示をしなければならない。

(健康診断)

第六条 学校においては、毎学年定期に、児童、生徒、学生(通信による教育を受ける学生を除く。)又は幼児の健康診断を行わなければならぬ。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、児童、生徒、学生(通信による教育を受ける学生を除く。)又は幼児の健康診断を行うものとする。

又は幼児の健康診断を行うものとする。

第七条 学校においては、前条の健康診断の結果に基き、疾病の予防措置を行い、又は治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等適切な措置をとらなければならない。

第三章 健康診断及び健康相談

(職員の健康診断)

第八条 学校の設置者は、毎学年定期に、学校の職員の健康診断を行なへばならない。

(職員の健康診断)

第九条 学校の設置者は、前条第一項又は第三項の健康診断の結果に基き、治療を指示し、及び勤務を軽減する等適切な措置をとらなければならぬ。

(職員の健康診断)

第十条 学校の設置者は、文部省令で定めることとする。

(職員の健康診断)

第十二条 学校の設置者は、前条第一項又は第三項の健康診断の結果に基き、治療を指示し、保健上必要な助言を行なへばならない。

(職員の健康診断)

第十三条 学校の設置者は、前条第一項又は第三項の健康診断の結果に基き、治療を指示し、保健上必要な助言を行なへばならない。

(職員の健康診断)

第十四条 学校の設置者は、前条第一項又は第三項の健康診断の結果に基き、治療を指示し、保健上必要な助言を行なへばならない。

(職員の健康診断)

第十五条 都道府県の教育委員会の事務局に、学校保健技師を置くものとする。

(学校保健技師)

第十六条 学校における保健管理に関する専門的事項について学識経験がある者でなければならぬ。

(学校保健技師)

第十七条 都道府県の教育委員会の事務局に、学校保健技師を置くものとする。

(学校保健技師)

第十八条 国は、地方公共団体が前条の規定により援助を行なう場合に、困窮している者で政令で定めるもの

(国の補助)

二 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第二項に規定する要保護者

(生活保護法)

定する要保護者に準ずる程度に援助に要する経費の一部を補助することができる。

(生活保護法)

二 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第二項に規定する要保護者に準ずる程度に援助に要する経費の一部を補助することができる。

(生活保護法)

二 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第二項に規定する要保護者に準ずる程度に援助に要する経費の一部を補助することができる。

(生活保護法)

必要な事項は、文部省令で定めることとする。

第四章 学校保健技師並びに学校医、学校歯科医及び学校薬剤師

第五章 地方公共団体の援助

第六章 学校保健技師並びに学校医、学校歯科医及び学校薬剤師

第七章 地方公共団体の援助

第八章 地方公共団体の援助

第九章 地方公共団体の援助

第十章 地方公共団体の援助

第十一章 地方公共団体の援助

第十二章 地方公共団体の援助

第十三章 地方公共団体の援助

第十四章 地方公共団体の援助

第十五章 地方公共団体の援助

第十六章 地方公共団体の援助

第十七章 地方公共団体の援助

第十八章 地方公共団体の援助

第十九章 地方公共団体の援助

第二十章 地方公共団体の援助

第二十一章 地方公共団体の援助

第二十二章 地方公共団体の援助

第二十三章 地方公共団体の援助

第二十四章 地方公共団体の援助

第二十五章 地方公共団体の援助

第二十六章 地方公共団体の援助

第二十七章 地方公共団体の援助

第二十八章 地方公共団体の援助

第二十九章 地方公共団体の援助

第三十章 地方公共団体の援助

第三十一章 地方公共団体の援助

第三十二章 地方公共団体の援助

第三十三章 地方公共団体の援助

第三十四章 地方公共団体の援助

第三十五章 地方公共団体の援助

第三十六章 地方公共団体の援助

第三十七章 地方公共団体の援助

第三十八章 地方公共団体の援助

第三十九章 地方公共団体の援助

第四十章 地方公共団体の援助

(地方公共団体の援助)

置する義務教育諸学校の児童又は生徒が、伝染性又は學習に支障を生ずるおそれのある疾病で政令で定めるものにかかり、学校において治療の指示を受けたときは、当該児童又は生徒の保護者(学校教育法第二十二条第一項に規定する保護者をいう。)で次の各号の一に該当するものに対する、その疾病的及び第八条の健康診断に関するものについては文部省令で定める。

該当するものに対する、その疾病的及び第八条の健康診断に関するものについては文部省令で定める。

第六章 雜則

(保健室)

第十九条 学校には、健康診断、健
康相談、救急処置等を行なうため、
保健室を設けるものとする。

(保健所との連絡)

第二十条 学校の設置者は、この法
律の規定による健康診断を行おう
とする場合その他政令で定める場
合においては、保健所と連絡する
ものとする。

(学校の設置者の事務の委任)

第二十一条 学校の設置者は、他の
法律に特別の定がある場合のほ
か、この法律に基づき処理すべき事
務を校長に委任することができ
る。

附 則

(施行期日)

1 この法律中第十七条及び第十八
一条第一項の規定は昭和三十三年十
月一日から、その他の規定は同年
六月一日から施行する。

(学校薬剤師の設置の特例)

2 学校薬剤師は、第十六条第二項
の規定にかかわらず、昭和三十六
年三月三十一日までの間は、置か
ないことができる。

(学校教育法の一部改正)

改訂する。第十二条を次のように改
正する。

第十二条 学校においては、別に
法律で定めるところにより、学
生、生徒、児童及び幼児並びに
職員の健康の保持増進を図るた
め、健康診断を行い、その他そ
の保健に必要な措置を講じなけ
ればならない。

第二十六条中「伝染病にかかり、
若しくはその虞のある児童又は」
を削る。

4 結核予防法(昭和二十六年法律
第九十六号)の一部を次のよ
うに改正する。
4 結核予防法(昭和二十六年法律
第九十六号)の一部を次のよ
うに改正する。

第四条第一項中「職員、」を削り、
同条第四項中「使用者又は学校若
しくは施設の長が」を第一項の健
康診断の対象者に對してに、「学
校教育法(昭和二十二年法律第二
三号)」を「学校保健法(昭和三十
六年法律第二号)」に、「を行つ
た場合」を「が行われた場合」に改
め、「ときは」の下に「当該対象
者に對してそれぞれ使用者又は学
校若しくは施設の長が」を加え
る。

第五条第一項中「(学校保健法の
規定による)」を「(同条第四項の
規定による)」に改める。

第六条第一項中「(学校保健法の
規定による)」を「(同条第一項の
規定による)」に改める。

第七条第一項中「(学校保健法の
規定による)」を「(同条第一項の
規定による)」に改める。

第八条第一項中「(学校保健法の
規定による)」を「(同条第一項の
規定による)」に改める。

第九条第一項中「(学校保健法の
規定による)」を「(同条第一項の
規定による)」に改める。

第十条第一項中「(学校保健法の
規定による)」を「(同条第一項の
規定による)」に改める。

第十二条第一項中「(学校保健法の
規定による)」を「(同条第一項の
規定による)」に改める。

第十三条第一項中「(学校保健法の
規定による)」を「(同条第一項の
規定による)」に改める。

第十四条第一項中「(学校保健法の
規定による)」を「(同条第一項の
規定による)」に改める。

第十五条第一項中「(学校保健法の
規定による)」を「(同条第一項の
規定による)」に改める。

第十六条第一項中「(学校保健法の
規定による)」を「(同条第一項の
規定による)」に改める。

第十七条第一項中「(学校保健法の
規定による)」を「(同条第一項の
規定による)」に改める。

第十八条第一項中「(学校保健法の
規定による)」を「(同条第一項の
規定による)」に改める。

第十九条第一項中「(学校保健法の
規定による)」を「(同条第一項の
規定による)」に改める。

第二十条第一項中「(学校保健法の
規定による)」を「(同条第一項の
規定による)」に改める。

第二十一条第一項中「(学校保健法の
規定による)」を「(同条第一項の
規定による)」に改める。

第二十二条第一項中「(学校保健法の
規定による)」を「(同条第一項の
規定による)」に改める。

第二十三条第一項中「(学校保健法の
規定による)」を「(同条第一項の
規定による)」に改める。

百六十二号)の一部を次のよ
うに改正する。

第五十七条第一項中「学校身体
検査」を「健康診断」に改める。

【湯山勇君登壇、拍手】

委員会の審議におきましては、各委
員と文部、厚生両当局との間に、就学
時における健康診断とその結果に対す
る措置、医療機関のない地域の学校保
健問題、学校保健技師の資格、養護教
諭と本法との関係、学童及び学校職員
の結核問題並びにその対策等につい
て、きわめて熱心な質疑応答がありま
したが、その詳細は会議録に譲ること
をいたしました。

従来、学校における保健管理の制度
について、統一的立法がなく、学校
教育法第十二条の規定及びこれに基く
省令等で、各個別に規定しており、そ
の他は指導措置によつていたのであり
ますが、本法案は、制度の全般にわた
り、必要な基本的事項を総合的に規定
いたしたものであります。

次に、その内容の骨子を申し上げま
す。第一は、健康診断及び健康相談の
制度を整備いたしたことであります。
第二は、学校における伝染病の予防に
關して、所要の規定を整備いたしたこ
とであります。第三は、新たに都道府
県の教育委員会の事務局に学校保健技
師を置き、また、学校には、学校医、
学校歯科医及び学校薬剤師を置くため
の制度を整備いたしたことであります。
第四は、要保護及び準要保護の児
童または生徒が、伝染性または學習に
支障を生ずるおそれのある一定の疾
病、いわゆる学校病の治療のための医
療に要する費用について、地方公共團
体が必要な援助を行うこととし、これ
に要する経費について、国の補助に關
する規定をいたしております。また、
公立の義務教育諸学校の校長及び教員
の結核に関する定期の健康診断に要す
る経費について、都道府県に対する国
の補助を規定しております。

○副議長(寺尾豊君) 別に御発言もな
ければ、これより本案の採決をいたし

ます。本案全部を問題に供します。本案に
賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○副議長(寺尾豊君) 総員起立と認め
ます。よつて本案は、全会一致をもつ
て可決せられました。

○副議長(寺尾豊君) 日程第十七、放
送法第三十七条第二項の規定に基き、
国会の承認を求める件(衆議院送付)
を議題といたします。

【副議長(寺尾豊君)】 ます、委員長の報告を求めます。遞
信委員長宮田重文君。

○副議長(寺尾豊君) 送法第三十七条第二項の規定に基
き、国会の承認を求めるの件を議題といた
します。

〔画〕

日本放送協会昭和三十三年度收
支予算、事業計画及び資金計

画について、国会の承認を求める。

基き、別冊日本放送協会昭和三十三
年度取支予算、事業計画及び資金計

昭和三十二年三月二十八日 参議院会議録第十七号 放送法第三十七条第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件

(一) 中波放送網のすみやかな完成
第一放送については、全国
難聴地域を解消し、第二放送に
ついては全国の九八パーセント
をカバーし、うるよう措置する。
また、外國電波による混信を
防あつし、全国で良質電波の受

行い必要がある。
民の要望と國家的要請に応ずるた
めには、今後の事業を次のとおり
行い必要がある。

全国あまく受信できるよ
り、第一放送については、全国

番組の充実をはかり、また地
域社会の生活に直結するロー¹
カル放送時間の拡充を行う。
ウ 国民に対する公正かつ迅速
なニーズの提供を一層前進

の使命を達成するため、早急に果
さなければならぬ任務は、中波
放送網の完成並びに教育・教養番
組の強化、老朽陳腐化設備の改
善、F.M.放送の開設、国際放送の
拡充、現行テレビジョン放送網の
完成並びに教育テレビジョンの全

國普及、カラーテレビジョン実用
化の促進等、デジオ・テレビジョ
ンの両分野において、量・質とも
複雑多岐にわたっている。

(二) 老朽陳腐化設備の改善
現有放送施設のうち、老朽化
したものについては、全国的に
これを取り替えるとともに、技
術の進歩、番組様式の発展によ
り陳腐化した施設についてその
近代化をはかり、新型機器を整
備する。

昭和三十三年度事業計画

一 計画概説

日本放送協会が公共放送として

信ができるよう必要地域に超大

電力局を設置する。

(三) 放送番組の充実、向上
ラジオ・テレビジョン両分野
において、
ア 教育放送の強化充実のため
放送時間の延長し、あわせて
学校放送については、その内
容を学校教育の諸階段へに適
応するよう一層拡充するとと
もに、社会教育放送の充実を
はかる。

(四) F.M.放送の全国普及
高度の教養、芸術番組を内容
とするF.M.放送を開設し、全国
主要地域にその普及をはかり放
送の新分野を開拓する。

(五) 国際放送の拡充
わが国の国際的地位の向上に
かかるが、国際放送の拡充とそ
の内容充実をはかり、文化の交
流、国際親善に寄与するととも
に、貿易の振興に資する。

(六) 研究諸機関の充実
技術、番組の両分野にわたつ
て、研究諸機関を一層強化し、
その成果を広く一般に公開し
る。

(七) テレビジョンの全国普及
昭和三十三年度における建設
に資する。
昭和三十三年度における建設
計画は、標準放送網の整備、F.M.
放送局の建設等新規拡充計画
に六億円、経年のため老朽し、
あるいは機能的に陳腐化した機
器、施設の取替改善に一三億
円、〇〇〇万円をもつて施行する。

二 建設計画

(ラジオ)

昭和三十三年度における建設

大衆の負担であることにかんが
み、従来、極力受信料の改訂を
避け、事業の合理化、受信契約
者の開発、収納成績の向上につ
とめて、公共放送としての責任
を果すべく努力してきたが、受
信者普及率が向上し、未契約世
帯の減少した現在、その増収を
期待し得ない状況にあり、前記

予 (テ レ ビ ジ ョ ン) 資 本 支 出	備 金	建 築 費 投 資 有 価 証 券 返 還	減 価 額 理 研 究 經 費 支 出	管 理 運 送 理 研 究 經 費 支 出
一、五七四、八二四 一六四、九一三 二六七、五七八 四五六、三〇〇 二七八、一七〇 三、五五二、〇〇〇 三、八〇八、〇〇〇 一一六、〇〇〇	八〇、〇〇〇 七、五七四、九四八 八〇、〇〇〇 二七八、一七〇 八〇、〇〇〇 一一六、〇〇〇 一三一、〇〇〇 一一六、〇〇〇	一、五七四、八二四 一六四、九一三 二六七、五七八 四五六、三〇〇 二七八、一七〇 三、五五二、〇〇〇 三、八〇八、〇〇〇 一一六、〇〇〇	一、五七四、八二四 一六四、九一三 二六七、五七八 四五六、三〇〇 二七八、一七〇 三、五五二、〇〇〇 三、八〇八、〇〇〇 一一六、〇〇〇	一、五七四、八二四 一六四、九一三 二六七、五七八 四五六、三〇〇 二七八、一七〇 三、五五二、〇〇〇 三、八〇八、〇〇〇 一一六、〇〇〇

予 (ラ テ ビ ジ ョ ン) 後 期 繰 越 支 剩 余 金	備 金	給 付 業 管 理 運 送 理 研 究 經 費 支 出
一、九〇七、七八六 二一四、五一〇 一八三、八二六 五四四、〇〇〇 五〇、〇〇〇	三、七一六、九四八 五三五、八二六 二一四、五一〇 三三一、〇〇〇 五〇、〇〇〇	一、九〇七、七八六 二一四、五一〇 一八三、八二六 五四四、〇〇〇 五〇、〇〇〇

予 (テ レ ビ ジ ョ ン) 後 期 繰 越 支 剩 余 金	備 金	給 付 業 管 理 運 送 理 研 究 經 費 支 出
一、九〇七、七八六 二一四、五一〇 一八三、八二六 五四四、〇〇〇 五〇、〇〇〇	三、七一六、九四八 五三五、八二六 二一四、五一〇 一八三、八二六 五四四、〇〇〇 五〇、〇〇〇	一、九〇七、七八六 二一四、五一〇 一八三、八二六 五四四、〇〇〇 五〇、〇〇〇

積極的諸計画を遂行するための
財源としては、この際ラジオ受
信料の合理的改訂が切実に必要
になつてゐる。

しかしながら、現下の社会經
済情勢を勘案し、この際受信料
改訂を一時延期することとする
が、協会としてはこの状況下に
おいても、なお、この拡充計画
の一部に着手するため、事業合
理化による節約を一層強行する
とともに、借入金増額、減価償
却費の削減等の非常措置によ
り、次とのおり三十三年度事業
計画並びに收支予算を編成す

このため、第一放送網は既設
局一五局に対し、今後三年間に
三四局を新設して、置局数合

計四九局、受信可能地域八〇
パーセントとし、教育放送網は
五カ年間に置局数四九局、受信
可能地域八〇パーセントとす
る。

これらの諸計画を実施し、そ
の確実な成果を挙げるためには、
は、テレビジョンについては多
額の外部資金の導入を要し、ラ
ジオについては昭和三十三年度
以降受信料の合理的改訂が必須
の条件となつてゐる。特にラジ
オについては、協会としてその
収入の大宗である受信料が国民
大衆の負担であることにかんが
み、従来、極力受信料の改訂を
避け、事業の合理化、受信契約
者の開発、収納成績の向上につ
とめて、公共放送としての責任
を果すべく努力してきたが、受
信者普及率が向上し、未契約世
帯の減少した現在、その増収を
期待し得ない状況にあり、前記

内 訳

新規拡充計画

(一) 放送施設の建設

すみやかに標準放送網を完成して難聴地域の解消をはかることとし、静岡ほか一五局の増力、中継放送所三局の建設、第一放送五局の増設及び微電力局の新設に三億八、四〇〇万円である。

1 第一放送網の建設
前年度から続続の室蘭ほか六局の完成、長崎ほか七局の建設及び松山の増力、大阪、静岡の周波数変更工事並びに微電力局の設置に一五億六、一〇〇万円である。

2 教育放送局の建設
東京、大阪教育テレビジョンの建設に一億七、五三八万三千円及び番組の資料整備に一億七、五三八万三千円である。

3 放送設備の改善
東京、大阪、その他既設局放送設備の改善に四億一、一二〇万円である。

4 演奏所の増設
東京演奏所増設費の昭和三十二年度内所要額一四億円である。

5 事業運営計画
(ラジオ)
1 要員及び給与
定員としては、前年度八、四九三人に対し、設備の増加、受信契約者数の増加等により、現業要員二三一人の増員を予定するが、他方、経営の合理化により一八九人の節減を見込み、総員八、五二五人であり、これに対する給守の総額は、三七億五、五六一万一千円である。

6 業務関係
業務関係について、放送番組の周知、故障受信機の修理相談及び維音障害の防止等による、受信契約者の維持増加につとめるとともに、受信料の確実な収納をはかる。

7 予備金
(テレビジョン)
1 要員及び給与
定員としては、前年度六三九人に対し、教育テレビジョン放送の開始、設備の増加、放送時間の延長、受信契約者数の増加により、現業要員五八一人の増員を予定するが、他方、経営の合理化により八人の節減を見

普及及び受信改善関係に二億二、〇〇四万二千円、契約及び収納関係に八億六七一万一円である。

ハ 管理関係
その他に一億一、八二六万六千円である。

二 放送施設の保守運用については、一層の合理化をはかるとともに設備の改修整備につとめる。このため前年度四億四、九二一万七千円に対し五、一二九万二千円の増額となり、総額五億一五〇万九千円である。

三 通信施設関係については、専用回線の増加等により、前年度六億一、七九一萬一千円に対し四、六八七万五千円の増額となり、総額六億六、四七八万六千円である。以上により、放送費総額は、前年度三四億八、一九二万四千円に対し四億五、三六〇万三千円の増額となり、三九億三、六五二万七千円である。

4 選舉放送
選舉放送については、衆議院議員総選挙及び都道府県知事その他の補欠選挙放送経費として增加等によつて、前年度一億七、〇二九万円に対し八四万円の増額となり、総額一億七、一一三万円である。

5 国際放送
国際放送については、現在規模によつて内容の刷新につとめることとするが、社会保険料の増額により、前年度一四億六、三三三万九千円に対し一億五二六万八千円の増額となり、総額一五億六、八六〇万七千円である。

6 未収受信料欠損償却、放送債券発行差金償却、支払利息及び維損の必要額は総額二億七、八一七万円である。

繰り延べることとする。このため、本年度必要額は、四億五、六三〇万円であり、前年度に対し、一億四、七七〇万円の減額となる。

ハ 関連経費
未収受信料欠損償却、放送債券発行差金償却、支払利息及び維損の必要額は総額二億七、八一七万円である。

3 國際放送
国際放送については、現在規模によつて内容の刷新につとめることとするが、社会保険料の増額により、前年度一四億六、三三三万九千円に対し一億五二六万八千円の増額となり、総額一五億六、八六〇万七千円である。

4 選舉放送
選舉放送については、衆議院議員総選挙及び都道府県知事その他の補欠選挙放送経費として增加等によつて、前年度一億七、〇二九万円に対し八四万円の増額となり、総額一億七、一一三万円である。

5 国際放送
国際放送については、現在規模によつて内容の刷新につとめることとするが、社会保険料の増額により、前年度一四億六、三三三万九千円に対し一億五二六万八千円の増額となり、総額一五億六、八六〇万七千円である。

6 未収受信料欠損償却、放送債券発行差金償却、支払利息及び維損の必要額は総額二億七、八一七万円である。

7 國際放送
国際放送については、現在規模によつて内容の刷新につとめることとするが、社会保険料の増額により、前年度一四億六、三三三万九千円に対し一億五二六万八千円の増額となり、総額一五億六、八六〇万七千円である。

8 管理関係
未収受信料欠損償却、放送債券発行差金償却、支払利息及び維損の必要額は総額二億七、八一七万円である。

9 未収受信料欠損償却、放送債券発行差金償却、支払利息及び維損の必要額は総額二億七、八一七万円である。

10 管理関係
未収受信料欠損償却、放送債券発行差金償却、支払利息及び維損の必要額は総額二億七、八一七万円である。

11 管理関係
未収受信料欠損償却、放送債券発行差金償却、支払利息及び維損の必要額は総額二億七、八一七万円である。

12 管理関係
未収受信料欠損償却、放送債券発行差金償却、支払利息及び維損の必要額は総額二億七、八一七万円である。

13 管理関係
未収受信料欠損償却、放送債券発行差金償却、支払利息及び維損の必要額は総額二億七、八一七万円である。

14 管理関係
未収受信料欠損償却、放送債券発行差金償却、支払利息及び維損の必要額は総額二億七、八一七万円である。

15 管理関係
未収受信料欠損償却、放送債券発行差金償却、支払利息及び維損の必要額は総額二億七、八一七万円である。

16 管理関係
未収受信料欠損償却、放送債券発行差金償却、支払利息及び維損の必要額は総額二億七、八一七万円である。

17 管理関係
未収受信料欠損償却、放送債券発行差金償却、支払利息及び維損の必要額は総額二億七、八一七万円である。

18 管理関係
未収受信料欠損償却、放送債券発行差金償却、支払利息及び維損の必要額は総額二億七、八一七万円である。

19 管理関係
未収受信料欠損償却、放送債券発行差金償却、支払利息及び維損の必要額は総額二億七、八一七万円である。

20 管理関係
未収受信料欠損償却、放送債券発行差金償却、支払利息及び維損の必要額は総額二億七、八一七万円である。

（テレビジョン）
1 放送機器の改善
車両及び業務用宿舎の増設に二億七、一〇〇万円である。
老朽設備改善計画

2 放送施設の改善
東京、大阪F M放送局の増力及び名古屋ほか二局の新設に着手することとし、昭和十三年度内所要額四、五〇〇万円である。
（二）一般施設の増設

3 事業運営計画
(ラジオ)
1 要員及び給与
定員としては、前年度八、四九三人に対し、設備の増加、受信契約者数の増加等により、現業要員二三一人の増員を予定するが、他方、経営の合理化により一八九人の節減を見込み、総員八、五二五人であり、これに対する給守の総額は、三七億五、五六一万一千円である。
（二）放送施設の改善
東京、福岡、札幌等の演奏所設備の整備、研究施設の改善、老朽設備の建替等に九億二、九二五万円である。

4 業務関係
業務関係について、放送番組の周知、故障受信機の修理相談及び維音障害の防止等により、受信契約者の維持増加につとめるとともに、受信料の確実な収納をはかる。

5 予備金
(テレビジョン)
1 要員及び給与
定員としては、前年度六三九人に対し、教育テレビジョン放送の開始、設備の増加、放送時間の延長、受信契約者数の増加により、現業要員五八一人の増員を予定するが、他方、経営の合理化により八人の節減を見

計画は、第一放送網について長野ほか一四局の建設を行ふとともに、東京、大阪に教育放送局を新設し、また、既設局の放送用設備の改善、演奏所施設の充実をはかることとし、総額三五億五、一〇〇万円をもつて施行する。

6 業務関係
（テレビジョン）
1 放送番組について、番組内容の充実につとめることとし、総額二七億七、〇二三万二千円をもつて実施する。すなわち、番組の編

これに対する給与の総額は、五億三、五八二万六千円である。

2 放送関係

放送番組については、放送時間は、第一放送については、放送前年度に対し二時間増加して一〇時間とし、また教育放送については一日六時間三〇分とする。このため、総額九億二、八六〇万一千円をもつて内容の充実につとめる。すなわち、番組の編成に二億一、三五八万円、番組の実施に三億九、七六二万円、番組の資材整備に一億一、三〇七万八千円、及び番組用映画の製作その他に二億四三二万三千円である。

3 業務関係

業務関係については、受信契約者の維持増加につとめるとともに、受信料の確実な収納をはかる。このため前年度一億三、〇五八万三千円に対し八、三九二万七千円の増額となり、総額二億一、四五一万円である。すなわち、普及及び受信改善関係に四、〇二三万三千円、契約及び収納関係に一億七、四二八万七千円である。

4 管理関係

管理関係については、業務の合理化により、極力経費の節減につとめるが、設備の増加並びに退職手当及び社会保険料の増額等により、前年度一億二四一万九千円に対し八、二四〇万七千円の増額となり、総額一億八、三八二万六千円である。

5 減価償却費

減価償却費の必要額は、三億九〇万三千円である。

6 関連経費

未収受信料欠損償却、放送債券発行差金償却、支払利息及び雑損の必要額は、五億四、四〇〇万円である。

7 予備金

資本支出及び事業支出における予見しがたい予算の不足に充てるため、五、〇〇〇万円を見込む。

四 受信契約者見込数 (ラジオ)

1 有料契約者見込数

区 分	昭和三十三年度	年度初頭契約者数	
		年度内新規契約者数	年度内廃止契約者数
年度内增加契約者数	一、二〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇〇	一、二〇〇〇〇〇〇
年度内增加免除者数	一、一〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇
受信料免除者見込数	一、一〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇

2 受信料免除者見込数

区 分	昭和三十二年度	年度初頭契約者数	
		年度内新規契約者数	年度内廃止契約者数
年度内增加契約者数	一、一〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇
年度内增加免除者数	一、一〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇
受信料免除者見込数	一、一〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇

3 業務関係

すなわち、一般管理経費に四、四〇二万八千円、倉庫の維持管理に三、三四四万九千円、職員の厚生保健に七、二四四万六千円、退職手当その他に四、三九〇万三千円である。

1 有料契約者見込数 (テレビジョン)

区 分	昭和三十三年度	年度初頭契約者数	
		年度内新規契約者数	年度内廃止契約者数
年度内增加契約者数	八、五〇〇〇〇〇〇	一、一〇〇〇〇〇〇〇	一、一〇〇〇〇〇〇〇
年度内增加免除者数	八、五〇〇〇〇〇〇	一、一〇〇〇〇〇〇〇	一、一〇〇〇〇〇〇〇
受信料免除者見込数	八、五〇〇〇〇〇〇	一、一〇〇〇〇〇〇〇	一、一〇〇〇〇〇〇〇

区 分	昭和三十二年度	年度初頭契約者数	
		年度内新規契約者数	年度内廃止契約者数
年度内增加契約者数	一、一〇〇〇〇〇〇〇	一、一〇〇〇〇〇〇〇	一、一〇〇〇〇〇〇〇
年度内增加免除者数	一、一〇〇〇〇〇〇〇	一、一〇〇〇〇〇〇〇	一、一〇〇〇〇〇〇〇
受信料免除者見込数	一、一〇〇〇〇〇〇〇	一、一〇〇〇〇〇〇〇	一、一〇〇〇〇〇〇〇

1 本資金計画は、昭和三十三年

度收支予算並びに事業計画にもとづき、本年度中における資金の実際の出入を計上した。

2 本年度の入金額は

ラジオ関係については、年度初頭受信契約者数一、四〇〇万人、年度内新規契約者數一、三五五万人、廃止契約者數九三万人、受信料月額六七円(三ヶ月につき二〇〇円)をもつて算定した

受信料収入予算一一三億九、五七六万五千円から、そのうちの七六万五千円による欠損見越額九、四〇〇万円を控除した受信料収納額一一三億一七六万五千円、国際放送関係交付金八、九八六万六千円、運送放送関係交付金六五七万六千円、受入利息、巡回相談等の雜収入五、五〇〇万円、放送債券四億円発行による

信料収納額三九億三、二二四万八千円、良期借入金三、一億二、〇〇〇万円、放送債券償還積立金からの戻入額一、九四万八千円から、そのうちの収納不能による欠損見越額五、九八〇万円を控除した受信料

料収納額三九億三、二二四万八千円、良期借入金三、一億二、〇〇〇万円、放送債券償還積立金からの戻入額一、六〇〇万円、受入利息その他の雜収入一、六〇〇万円、その他の入金額一二

○万円をあわせて七一億八、五
三四万八千円と予定した。

以上、ラジオ、テレビジョン入金額合計二〇六億五、五八五万五千円となり、また前年度から繰り越す資金を三億円と予定することとしたため、これをあ

わせて、総入金額は、二〇九億五、五八五万五千円である。

本年度の出金額注
ラジオ関係については、事業經

○○○万円、放送債券返済金四
放送設備建設改修費一九億一

一 資金計画表

(単位千円)

	その他の収入	支 出	三 一
(ラ) 業 程 費	事 業 建設改修費	放送設備建設改修費	(ラ) 放送設備建設改修費
予 備 金	長期借入金返済法定期積立金	放送債券返済予備金	長期借入金返済法定期積立金
その他の支出 (テレビジョン)	その他の支出	その他の支出	その他の支出
事 業 經 費	事 業 經 費	事 業 經 費	事 業 經 費
法 定 積 立 金	放送設備建設改修費	放送設備建設改修費	放送設備建設改修費
後期繰越金	放送債券返済予備金	放送債券返済予備金	放送債券返済予備金
	その他の支出	その他の支出	その他の支出

足に基き、国会の承認を求めるの件

借入金に、また、長期借入金を放送債券にかえて資金需要をみたすこととする。

長期借入金の返済は、ラジ
オ関係においては本年度返済

期にあたる三五五万五千円、
テレビジョン関係においては

一億一、〇〇〇万円の返済を行ふこととした。

これにより、借入金の年度末残高は、ラジオについて

前年度からの計画額二億

5 年度途中における一時的な資金のひき出しに對しては、短期借入金によることとする。

卷之三

らたに一四億一五〇〇万円を借り入れることにより、一

り、また、テレビジョンについては、前年度からの持越額

二三億九、六七〇万円に対し、

済し、あらたに三三億二〇〇万円を借り入れることに

昭和二十三年三月

日本旅送協会昭和二十三年度
支予算、事業計画及び資金計画
に対する意見書

卷之三

郵政大臣

日本放送協会昭和三十二年度取扱予算、事業計画及び資金計画を検討した結果、次のとおりの意見を付す。

日本放送協会（以下「協会」といふ。）の事業計画の中に、おいて言及している計画概説は、協会が今後数箇年にわたり行う事業の計画を表明したものであるが、この種の長期計画は、協会の使命にかんぶみ、協会經營者として、当然に持つべきものであると認める。

協会の收支予算、事業計画及び資金計画をみると、ラジオにおいては老朽施設の改善及び教育放送の時間増等番組の充実、テレビジョンにおいてはテレビジョン放送の全国普及

に教育放送の開始等による事業の充実を計画の重点としているが、これらの計画は、協会の使命に照し、おおむね適當なものと認められ

しかしながらラジオ関係においては老朽施設の改善等のため一四億一、五〇〇万円、また、テレビジョン関係においては全国普及のための置局、スタジオの増新設等のため三二億一二、一〇〇万円の長期借入金を予定しているほか、借替えのための

放送債券四億円を予定しているが、

においてそれぞれ十二億七千六百余万円の増加となつております。しかして、収入増加のおもなるものは、長期

通信委員会におきましては、政府及

二、政府は日本放送協会の昭和三十一年度收支予算の執行に当たり、財政資金を融通する等の方針により、その所要の建設資金の確保

三、政府並びに日本放送協会は、国際連盟の開設の運営資金の積付けるに協力すべきである。

四、日本放送協会は、放送界の事情
容充実をはかるべきである。

一変したる今日、協会の氣風を刷新し、旧姿を脱して、極力、事業

経営の合理化、能率化をはかり、もつて国民の期待に沿うべきであ

右決議する。

統して、日本社会党を代表して山田委員より、要旨次のとおり希望を述べ

で本業に賛成する旨の発言があつた。そこで、この問題は、日本放送協会の収支予算案が、審議の上採用され、実現するに至ったのである。

さるものが多くあるので、これが執行に

相協力して円滑な遂行に努められ、国民の寄託している公共放送たる協会の

使命達成に邁進せられたい。なお、職員の給与については、事業の合理化、

かくて、討論を終え、採決をいたしましたところ、全会一致をもって、新

各委員発言の付帯決議を付して、原案通り承認すべきものと議決した次第で

右、御報告申上げます。(拍手)

（註）長（吉原豊次）足は御多言有り
れば、これより本件の採決をいたし
ます。

昭和三十三年二月二十八日 参議院会議録第十七号

昭和二十二年三月二十八日 參議院会議録第十七号

明治二十五年三月二十一日第三種郵便物認可

定価一部十五円
(但し郵便料は二十四円)
(配送料共)
発行所
東京都新宿区市谷本村町一五
大藏省印刷局
郵政九段四番二一三
郵便